

平成 30 年 9 月 9 日

照会先

厚生労働省大臣官房厚生科学課

健康危機管理・災害対策室

(担当・内線) 室長 唐木 啓介(3814)

室長補佐 平井 智章(3844)

(電話・代表) 03 (5253) 1111

(電話・直通) 03 (3595) 2172

胆振地方中東部を震源とする地震による 被害状況等について（第 11 報）

9 月 9 日 5 時 00 分時点における厚生労働省の対応については、別紙のとおりですでのお知らせします。

厚生労働省
平成30年9月9日
05時00分現在

平成30年北海道胆振東部地震について（第11報）

1 厚生労働省における対応

- 9/6 03:40 厚生労働省災害情報連絡室設置
- 9/6 07:34 厚生労働省災害対策本部設置
- 9/6 09:30 第1回厚生労働省災害対策本部会議開催
- 9/6 10:00 北海道厚生局に「厚生労働省現地対策本部」設置

- 職員の現地等への派遣状況
 - 9月6日 厚生労働省本省職員を北海道に11名派遣。
 - 9月7日 厚生労働省本省職員を北海道に1名派遣。
 - 9月8日 厚生労働省本省職員を北海道に3名派遣。

2 医療関係

(1) 医療関係全般

9月6日 北海道 03:36 EMIS 災害モードに切り替え。

(2) 医療施設（精神科病院を除く）の被害状況

EMIS（05:00時点）及び北海道より情報収集

- ・入院病棟倒壊・倒壊の恐れ 0件
- ・停電 0病院
- ・水使用不可 3病院（うち災害拠点病院0病院）
- ・医療ガス使用不可 0病院

※北海道の災害拠点病院数34。

※現時点で、ライフラインの途絶や病院の倒壊などにより全患者の移送を要するような状況は生じていない。

※なお、EMISに未入力の医療機関が20施設あり、個別に調査中。

○国立病院等の被害状況

- ①NHO 6病院 北海道がんセンター（札幌市）、北海道医療センター（札幌市）、函館病院（函館市）、旭川医療センター（旭川市）、八雲病院（八雲町）帯広病院（帯広市）（北海道全病院）※北海道医療センターが災害拠点病院

- ・患者、職員への人的被害なし

- ・診療の状況

北海道がん…外来は一部対応、救急は対応可能な患者は受入

北海道医療…外来は一部対応、救急は受入

旭川医療…通常どおり

函館…通常どおり

帯広…通常どおり

八雲…通常どおり

②JCHO 3病院（北海道病院（札幌市豊平区）、札幌北辰病院（札幌市厚別区）、登別病院（登別市））

- ・患者、職員への人的被害なし

- ・停電0病院（空調も全病院で復旧）

- ・診療の状況

北海道病院…外来は診療停止中、救急は対応可能な患者は受入

札幌北辰病院…外来は診療停止中、救急は対応可能な患者は受入

登別病院…外来は診療停止中、救急は対応可能な患者は受入

(3) DMAT の状況

道県名	本部名	所属	チーム数	計
北海道	DMAT 調整本部(北海道庁内)	北海道	1	3
		秋田県	1	
		新潟県	1	
	胆振・日高活動拠点本部(苫小牧市立病院内)※	北海道	2	20
		岩手県	5	
		山形県	7	
		福島県	2	
		新潟県	4	
	札幌医療圏活動拠点本部(札幌医科大学内)	北海道	9	17
		岩手県	1	
		宮城県	2	
		秋田県	2	
		福島県	1	
		新潟県	2	
北海道	オホーツク活動拠点本部(北見赤十字病院内)	北海道	1	2
		福島県	1	
	後志活動拠点本部(小樽市立病院内)	北海道	1	1
北海道	道北活動拠点本部(旭川赤十字病院内)	北海道	2	4
		宮城県	1	
		山形県	1	

	十勝活動拠点本部(帯広厚生病院内)	北海道	<u>2</u>	<u>3</u>
	秋田県	1		
	道南活動拠点本部(市立函館病院内)	北海道	1	1
	釧路根室活動拠点本部(市立釧路総合病院内)	北海道	<u>1</u>	<u>1</u>
青森県	DMAT 調整本部(青森県庁内)	青森県	<u>1</u>	<u>1</u>
岩手県	DMAT 調整本部(岩手県庁内)	岩手県	1	1
宮城県	DMAT 調整本部(宮城県庁内)	宮城県	1	1
福島県	DMAT 調整本部(福島県庁内)	福島県	<u>1</u>	<u>1</u>
		合計		<u>56</u>

※苫小牧市立病院：震源地医療圏の災害拠点病院

- ・チーム数は活動中または移動中のもの
- ・9月6日 13:38 北海道が青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県のDMATに派遣要請。
- ・9月6日 13:38 北海道がDMATロジスティックチームの派遣を要請。

(4) 在宅呼吸療法（在宅酸素療法、在宅人工呼吸療法）患者の安否確認状況について

【医療機器メーカーに対する確認】

在宅呼吸療法（在宅酸素療法、在宅人工呼吸療法）に係る機器を製造販売している会社12社に対し、患者の安否状況の確認と、バッテリー等の緊急配送等について依頼中。

北海道全域で、比較的重度の人工呼吸療法患者が約650名である。そのうち重症の患者を優先して、9/7 17時時点では、440名程度安全確認又は移送済み。（12社全てに連絡が取れ、そのうち1社のみ、重症患者について医療機関との調整を行っている模様）

引き続き、より重度の患者を優先して確認を急ぐ。

バッテリー等の緊急配送等については、災害対策本部において、自衛隊による酸素ボンベの運搬が決定。今後、厚労省と防衛省において、具体的な調整を進めていく。

【酸素供給装置の保守点検事業者に対する確認】

在宅酸素療法に係る機器の保守点検を行っている会社19社へ電話で、患者の安否状況の確認と、サービス継続状況等について確認中。

9/7 22時時点で、安否確認が終了した11社において、745名全員の安全を確認が終了。安否確認中である8社においては、6,005名のうち、4,568名の安全を確認しており、残り1,437名の安否を継続して確認中。連絡の取れなかった業者とは全て連絡がついた（医療機器メーカー確認分と重複がある）。。

(安全確認が終了した患者は計 5,313名)

【医療機関に対する確認】

在宅人工呼吸器療法を提供している在宅療養支援病院等 72 病院に対して、患者の安否や在宅人工呼吸器療法の継続の可否等について確認中。

9/7 17時現在で、確認終了69施設、確認中3施設となっている。現在のところ移送等の対応を必要とする患者情報の報告はない。確認された状況を踏まえ、必要に応じて、患者の移送支援等を検討する。

(5) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売業販売関係

現時点では、メーカーについては、停電により一部工場は生産停止しているが在庫で対応中。卸については、信号機の停止、通行規制などにより交通状況は悪いものの安定供給は可能。引き続き停電等による安定供給への影響に関して情報収集を行う。

- ※ 要冷蔵医薬品の保冷については、保冷車や保冷ボックスにより対応中
- ※ 医療用酸素ガスについては、停電により道内の酸素のプラント及び充填工場が停止しており、在庫又は工業用酸素ガスの転用により対応していくこととしている。現在、停電復旧しなかった場合に備え、業界団体と北海道庁において、酸素供給体制について協議中。

(6) 患者用給食について

患者用給食の供給が今後不足するおそれがある 30 医療機関に対して、ライフライン及び食糧の確保の状況を確認中。

今後、状況を確認しながら、患者用給食の供給が不足することとならないよう自治体及び患者用給食の業界団体に対して、それぞれが備蓄している食糧を融通するよう要請していく。

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況

① 断水の状況

- ・ 北海道内の45市町村において最大61,766戸の断水が発生（不明を除く）。これまでに電力の復旧等により、42,030戸で給水を再開しており、9/9 05時00分現在において、6市町で19,736戸が断水中。（9/8 12:00報告比△10,387戸）

※厚真町（約2,100戸）は全町で断水が発生。

※札幌市の8,050戸については、水道管の修繕を完了しており、今後洗浄作業を経て9日までに断水解消の見込。

- ・被災水道事業者等における被災状況や復旧状況、要望を職員派遣等により聴取しつつ、復旧作業の進捗に応じて必要となる技術者の支援等が円滑に進むよう調整中。
- ・（公社）日本水道協会に対し、応急給水・応急復旧の支援を行うよう要請。同協会と被害情報を共有しつつ、適切な応援体制が確保されるよう調整中。
- ・札幌市等の水道事業体の要請を踏まえ、経済産業省の支援により、自家発電用の重油等が確保できるよう対応。なお、その他要請のあった市町については、通電再開等により対応を要していない。

【断水被害の状況】

道・ 市町名	断水戸数（戸）		断水 期間	被害等の状況
	最大	現在		
【北海道】 札幌市	15,108	8,050	9/6～	<ul style="list-style-type: none"> ・水道管が破損（里塚配水場への送水管については修繕完了）※③参照 ・停電（停電の影響により断水している地域は通電再開により解消） ・応急給水実施中
安平町	5,900	3,351	9/6～	<ul style="list-style-type: none"> ・水道管が破損※③参照 ・停電（停電の影響により断水している地域は通電再開により解消） ・応急給水実施中
厚真町	2,100	2,100	9/6～	<ul style="list-style-type: none"> ・富里浄水場が土砂崩れで損壊※③参照 ・導水管、配水管が破損 ・応急給水実施中
日高町	2,285	2,285	9/6～	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場の破損 ・水道管の破損 ・応急給水実施中
平取町	1,000	750	9/6～	<ul style="list-style-type: none"> ・水道管が破損 ・応急給水実施中
むかわ町	4,000	3,200	9/6～	<ul style="list-style-type: none"> ・停電（通電再開により一部解消） ・水道管が破損※③参照 ・応急給水実施中
合計	30,393	19,736		※「最大」数は、災害発生以降に断水した最大戸数の合計値

【給水再開】

道・ 市町村名	断水戸数（戸）		断水 期間	被害等の状況
	最大	現在		

【北海道】 いしかりし <u>石狩市</u>	<u>不 明</u>	0	9/6	・ 停電（自家発電により解消）
みかさし <u>三笠市</u>	100	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
もんべつし <u>紋別市</u>	7	0	9/6	・ 停電（自家発電により解消）
えにわし <u>恵庭市</u>	14	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
えべつし <u>江別市</u>	23,500	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
ゆうぱりし <u>夕張市</u>	4	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
おたるし <u>小樽市</u>	48	0	9/6～7	・ 停電（通電再開により解消）
だてし <u>伊達市</u>	300	0	9/6～8	・ 停電（通電再開により解消）
のぼりべつし <u>登別市</u>	30	0	<u>9/6～8</u>	・ 停電（通電再開により解消）
おびひろし <u>帯広市</u>	1	0	<u>9/6～7</u>	・ 停電（通電再開により解消）
むろらんし <u>室蘭市</u>	2,910	0	<u>9/6～8</u>	・ 停電（通電再開により解消）
はこだてし <u>函館市</u>	522	0	<u>9/6～7</u>	・ 停電（通電再開により解消）
きもべつちょう <u>喜茂別町</u>	35	0	9/6	・ 停電（自家発電により解消）
さろまちょう <u>佐呂間町</u>	60	0	9/6	・ 停電（自家発電により解消）
ほろかないちょう <u>幌加内町</u>	1	0	9/6	・ 停電（手動による薬品注入により 解消）
あいべつちょう <u>愛別町</u>	10	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
ちっぷべつちょう <u>秩父別町</u>	10	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
きょうごくちょう <u>京極町</u>	50	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）

よいちちょう 余市町	50	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
いけだちょう 池田町	45	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
はぼろちょう 羽幌町	3, 350	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
おとふけちょう 音更町	5	0	9/6	・ 停電（自家発電により解消）
はまとんべつちょう 浜頓別町	4	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
ぬまとちょう 沼田町	不 明	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
くりやまちょう 栗山町	不 明	0	9/6	・ 水道管が破損（修繕完了）
なんぽろちょう 南幌町	不 明	0	9/6	・ 水道管が破損（修繕完了）
うらうすちょう 浦臼町 うりゅうちょう 雨竜町	48	0	9/6~8	・ 停電（通電再開により解消）
つべつちょう 津別町	17	0	9/6~8	・ 停電（通電再開により解消）
とうやこちょう 洞爺湖町	20	0	9/6~8	・ 停電（通電再開により解消）
ましけちょう 増毛町	17	0	9/6~8	・ 停電（通電再開により解消）
くしろちょう 釧路町	54	0	9/6~8	・ 停電（通電再開により解消）
うらかわちょう 浦河町	55	0	9/6~8	・ 停電（通電再開により解消）
おけとちょう 置戸町	20	0	9/6~8	・ 停電（通電再開により解消）
そうべつちょう 壯瞥町	10	0	9/6~8	・ 停電（通電再開により解消）
かみのくにちょう 上ノ国町	6	0	9/6~7	・ 停電（通電再開により解消）
びえいちょう 美瑛町	4	0	9/6~8	・ 停電（自家発電により解消）

さらべつむら 更別村	1	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
あかいがわむら 赤井川村	65	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
合計	31, 373	0		

総計	61, 766	19, 736		断水解消は42, 030戸
----	---------	---------	--	---------------

(参考)

「破損」 施設の一部が壊れること。

「損壊」 施設の全体が壊れること。

② 応急給水の状況

安平町、厚真町においては、道内の3水道事業者（給水車4台）の他、日高町、安平町、厚真町、むかわ町、平取町において、自衛隊が応急給水を支援中。

札幌市においては、保有している給水車等で応急給水を実施中。

③ 応急復旧の状況

- ・札幌市の里塚配水池の給水区域における15,000戸の断水については、水道管の修繕を完了しており、現在洗浄作業中。順次給水を再開しており、8日までに6,950戸の断水が解消。9日までに全ての地域において断水解消の見込。
- ・安平町、厚真町、むかわ町における被災状況調査や復旧方針策定等の支援のため、(公社)日本水道協会を通じた災害復旧支援として、札幌市が技術者3名を派遣。

(2) 検疫所の被害状況

① 小樽検疫所（本所）

- ・職員の安否：小樽検疫所管内職員は全員無事（51／51人）（9／6）。
- ・施設への被害：停電は復旧（9／6）。
- ・検疫業務への影響：通常業務に復旧（9／6）。

② 小樽検疫所千歳空港検疫所支所

- ・施設への被害：停電は復旧（9／7）。
- ・検疫業務への影響：通常業務に復旧（9／7）。

(3) 小樽検疫所本所・千歳空港検疫所支所以外の出張所（計11カ所）

- ・施設への被害：通常業務に復旧（9／6）。
- ・検疫業務への影響：通常業務に復旧（9／6）

(3) 火葬場の被害状況

現時点では被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(4) 関係団体への協力要請

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会に対して、平成30年9月6日付で、被災者等の宿泊支援及び入浴支援に関し、被災自治体から依頼があった場合に積極的な協力をを行うことを文書で要請。

(5) 食中毒予防対策

① 平成30年9月6日付け通知で、北海道庁と道内保健所設置市（札幌市、函館市、旭川市、小樽市）に対し、食中毒対策について以下の事項を要請した。

- ・避難所での食中毒発生予防のため、継続的な啓発を実施すること。その際には厚労省から提供した予防のポイントをまとめたリーフレットファイルも活用すること。
- ※ 食中毒の発生（疑いを含む）の初期段階から厚生労働省に情報共有すること。（避難所での食中毒発生時の適切な対応のため、厚生労働省として必要な対応を行う。）

(6) 株式会社日本政策金融公庫関連

株式会社日本政策金融公庫の融資に関して、中小企業・小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、平成30年9月6日付で、当面の貸付業務についての配慮を要請。

4 社会福祉施設等関係

北海道に対し、胆振地方中東部を震源とする地震による社会福祉施設等の被害に関する情報収集・提供を依頼するとともに、関係団体に対し、同様の依頼を行った。電気・水の供給状況について、緊急対応が必要な施設については、経産省と連携し対応済み。今後も引き続きアセスメントを継続し、必要な対応を行う予定。

(1) 高齢者関係施設の被害状況

北海道北広島市、むかわ町の特別養護老人ホーム1か所、軽費老人ホー

ム 1 か所において骨折及び裂傷の人的被害があつたが、すでに処置済み。

北海道札幌市、苫小牧市、石狩市の特別養護老人ホーム 2 か所、介護老人保健施設 2 か所、軽費老人ホーム 1 か所において水漏れや建物に亀裂に入るなどの被害があつたが、サービスの提供に影響なし。厚真町の特別養護老人ホーム 1 か所でスプリンクラーの誤作動により施設内が水浸しどなり、入所者は別施設へ避難。引き続き情報収集に努める。

(2) 障害児・者関係施設の被害状況

北海道厚真町、日高町、平取町の障害者支援施設 3 か所において外壁の亀裂等の被害があり、うち厚真町の 1 施設においては入所者が別施設へ避難済み。現時点では、人的被害なし。引き続き情報収集に努める。

(3) 児童関係施設等の被害状況

北海道札幌市の母子生活支援施設 1 か所において内壁の亀裂等の被害があり、近隣の小学校に避難中。

北海道札幌市、苫小牧市の保育所 3 か所において窓ガラス破損等の軽微な被害あり。

現時点では、人的被害なし。引き続き情報収集に努める。

(4) その他

9月7日付け通知で、北海道、札幌市、函館市、旭川市に対し、社会福祉施設等において、特に医療的配慮が必要な入所者等について、電源が確保された協力病院等に一時避難をする等、停電の影響による要配慮者の安全対策に万全を期すよう依頼した。

9月7日付け事務連絡で、関係全国団体に対し、北海道胆振東部地震に伴う節電に向けた具体的な取り組みについて、道内の関係団体に周知・協力を依頼した。

5 心のケア・精神科病院関係

(1) 精神科病院等の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) D P A T の状況

北海道 D P A T 調整本部設置（9／6）

岩手県 D P A T 1 隊及び秋田県 D P A T 1 隊が 8 日に安平町、厚真町、むかわ町で活動。9 日も引き続き胆振管内の避難所で活動予定。

(3) 第1回公認心理師試験

- ・北海道会場（天使大学、北海道文教大学恵庭キャンパス）については、被災状況を踏まえ、9日の試験を中止。（後日追加の試験を実施予定）

6 保健・衛生関係

(1) 人工透析

北海道及び近隣自治体に対し、地震に伴い透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう、被害状況確認の連絡体制確保を依頼。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。

【北海道】

停電、施設破損等により透析に影響が出たとの報告があった施設は54施設。このうち、18施設は、停電は復旧し、通常透析中。30施設は、周辺施設で対応中。6施設は、透析間隔を調整し対応中。

被害状況については、在宅透析の情報把握も含め、各都道府県の担当者、日本透析医会、がん・疾病対策課で共有することを確認。引き続き、情報収集に努める。

(2) 人工呼吸器在宅療養患者

地震発生を受けて、在宅人工呼吸器使用難病患者の安否情報について、各市町村における情報の把握及び報告を関係自治体に要請。人工呼吸器使用の難病患者224名、小児慢性特定疾病児童86名について被害なしとの報告あり。

人工呼吸器製造メーカーに対し、在宅人工呼吸器使用患者の個別の被害情報の把握への協力を依頼。（詳細は「2 医療関係」の（4）に記載のとおり）

患者団体に対し、被災地域の地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼

引き続き、状況の把握に努める。

(3) DHEATについて

- 9月7日付で北海道に対し、DHEAT派遣の必要が生じた際は連絡するよう要請した。
- 9月7日付事務連絡で、北海道及び札幌市に対し、DHEAT派遣に関する依頼が夜間・休日となった場合の厚生労働省の連絡先を示し、DHEAT派遣調整の依頼に活用するよう要請した。
- ・9月7日付「夜間・休日における「災害時健康危機管理支援チーム」（DHEAT）及び「保健師」の災害時における派遣の調整依頼について」
(平成30年9月7日付け健康局健康課地域保健室保健指導室事務連絡)

(4) 被災者の健康管理

① 保健師応援派遣について

○ 9月7日付で北海道、札幌市、函館市、旭川市及び小樽市に対し、道外からの保健師応援派遣の必要が生じた際は連絡するよう要請した。

○ 9月7日付事務連絡で、北海道、札幌市、函館市、旭川市及び小樽市に対し、保健師派遣に関する調整の依頼が夜間・休日となった場合の厚生労働省の連絡先を示し、保健師派遣調整の依頼に活用するよう要請した。

- ・ 9月7日付「夜間・休日における「災害時健康危機管理支援チーム」(DHEAT) 及び「保健師」の災害時における派遣の調整依頼について」(平成30年9月7日付け健康局健康課地域保健室保健指導室事務連絡)
- ・ 9月7日付「夜間・休日における「保健師」の災害時における派遣の調整依頼について」(平成30年9月7日付け健康局健康課保健指導室事務連絡)

○ 9月7日より苫小牧保健所管内の安平町、厚真町、むかわ町については、道内保健所よりローテーションで保健師の派遣を実施中。

② 保健師等の活動について

○ 避難所で保健師などが行う保健活動に活用するため、9月6日付けで北海道、札幌市及び函館市に対して、9月7日付で旭川市及び小樽市に対して、以下の事務連絡を送付し、被災者への対応を要請した。

- ・ 9月6、7日付 「「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」について」(平成30年9月6日付け健康局健康課保健指導室事務連絡、平成30年9月7日付け健康局健康課保健指導室事務連絡)
- ・ 9月6、7日付 「管轄避難所情報の記録様式について」(平成30年9月6日付け健康局健康課保健指導室事務連絡、平成30年9月7日付け健康局健康課保健指導室事務連絡)
- ・ 9月6、7日付 「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防について」(平成30年9月6日付け健康局健康課保健指導室事務連絡、平成30年9月7日付け健康局健康課保健指導室事務連絡)

③ 避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援に係る以下の事務連絡を送付し、被災者への対応を要請した。

- ・ 9月6日付 「胆振地方中東部を震源とする地震による災害に係る避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援について（協力依頼）」(平成

30年9月6日付け健康局健康課栄養指導室事務連絡)

- ・9月6日付 「胆振地方中東部を震源とする地震による災害に係る避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援について」(平成30年9月6日付け健康局健康課栄養指導室事務連絡)

④アレルギー疾患への対応状況については、9月6日付で北海道庁の担当部局に対し、「避難所等におけるアレルギー疾患を有する被災者への対応について」の事務連絡を発出し、避難所においてアレルギー疾患を有する方に関し、以下の点について対応いただくように要請。

- ・避難所におけるアレルギー対応についてのポスター掲示
- ・避難所においてアレルギー患者への医療的対応が必要になった際の対処法を示したパンフレットの紹介

9月7日付けで、「平成30年北海道胆振東部地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」の3省庁連名課長通知を発出し、都道府県、保健所設置市、特別区の食品表示主管部（局）長に対し、食品表示に関し、以下の点について対応いただくように要請。

- ・災害救助法の適用を受けた被災地において、食品表示基準を弾力的に運用
- ・アレルギー表示や消費期限については、被災者の食事による健康被害を防止することが何より重要なため、これまでどおり、取締りの対象

⑤感染症予防対策について

- ・事務連絡「平成30年北海道胆振東部地震による被害地域における感染症予防対策について」を発出し、北海道と道内保健所設置市（札幌市、函館市、旭川市、小樽市）に対し、感染症の予防法等について、管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくよう要請した。

(9/7)

- ・「避難所内のトイレの衛生管理について」等のリーフレットを送付し、北海道と道内保健所設置市（札幌市、函館市、旭川市、小樽市）に対し、管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくよう要請した。(9/7)

(5)その他

- ①感染症指定医療機関、病原体管理施設の被害状況
現時点での被害報告無し。引き続き情報収集に努める。
- ②特殊ミルクの供給について、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会及び特殊ミルク製造3社に対して、安定供給に関する協力依頼の事務連絡を発出。

7 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

現時点での被害報告は以下のとおり。引き続き情報収集に努める。

	被害件数	詳細状況
北海道	勇払郡厚真町 1 件	被害はあるが、処方箋応需体できる状態。詳細確認中（当初、全壊との情報であったが、情報の再確認により修正）
	勇払郡安平町 1 件	被害はあるが、処方箋応需体できる状態。詳細確認中。
	勇払郡むかわ町 1 件	被害はあるが、処方箋応需体できる状態。詳細確認中。

(2) 輸血用血液製剤

日本赤十字社に確認したところ、以下の回答を得た。現時点では、供給等への支障は認められない。引き続き情報収集に努める。

- ・全施設で電力が供給された。今後の計画停電の実施状況を踏まえながら、自家発電用の燃料の確保の要否及び国を通じた燃料の供給要請の要否を検討中。
- ・採血業務については、定休日や入居施設(テナントビル)の判断による場合を除き、全施設で実施。
- ・医療機関への供給業務については、在庫不足に備え、北海道で必要となる量を全国調整により確保し、空路で配送。

(3) 毒物劇物製造（輸入）業における毒物劇物取扱施設関係

現時点で被害報告及び毒物劇物の流出等の事故は無し。引き続き情報収集に努める。

8 障害者福祉関係

(1) 利用者関係

- 9月6日付で、北海道に対して、被災した要援護障害者等について、市町村より特段の配慮（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど）をお願いするとともに、被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例を周知。
- 9月7日付で、北海道に対して、避難所等で生活する障害児者に障害の

特性に応じた配慮を行うことを要請。

(2) 事業者関係

- 9月6日付で、市町村が障害者（児）についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に要請。
- 9月6日付で、被災地域の児童福祉施設等に入所する障害児等の広域的な受入体制の構築や、当該障害児等に係る費用徴収の減免措置等を行っても差し支えないこととした。
- 9月6日付で、被災地域において一時的に避難をしている利用者等に対する以下の柔軟なサービス提供方法を報酬の算定対象としても差し支えないこととした。
 - ・ 避難所において居宅介護等を提供した場合も報酬の対象とすること
 - ・ 障害者支援施設等が定員を超過して利用者を受け入れた場合でも所定の報酬の請求ができること 等
- 9月7日付で、北海道及び国保連に対して、8月サービス提供分の介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱い（概算で請求してもよい旨等）について、事務連絡を発出。

(3) その他

- 9月7日付で、特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の損害を受けた被災者を所得制限の対象外とする等の特例措置について都道府県等に要請。

9 介護保険関係

(1) 利用者関係

- 被災した要介護高齢者等への対応について

9月6日付で、北海道（管内市町村）に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用料や保険料の負担をすることが困難な者について、利用料の減免や保険料の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請。当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県にも連絡。

また、同日付で、各都道府県および被災地市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出。

- 9月7日付で、被災した認知症の人や家族が避難所等で安心して過ごせるよう健康管理に係るチラシ、支援ガイドなどを避難所に周知するよ

う、要請。

- 9月7日付け事務連絡で、生活の不活発化を原因とする心身の機能の低下の発症が危惧されることから、避難所等における心身の機能の低下の予防に係るチラシなどの避難所等での活用を北海道庁に対し依頼。

(2) 事業者関係

9月7日付けで、各都道府県に対し、今般の地震により介護サービス提供記録を滅失等した場合において、介護報酬の概算請求を可能とすること及び通常の方法による請求の場合の提出期限を延長すること（9月10→9月14日）などを可能とする旨を周知。

10 児童福祉関係

(1) 利用者関係

- 9月6日付けで、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・保育所等を利用している方々等で、保育料を負担することが困難な者について、保育料の減免ができること等
- 9月6日付けで、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること
 - ・児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないこと
- 9月6日付けで、母子衛生研究会に対して、避難所等での生活を余儀なくされている被災した妊産婦及び乳幼児に、ミルクなどの必要な支援物資が行き届くよう支援物資の供給に当たって協力を要請。
- 9月6日付けで、各都道府県等に対して、厚生労働省ホームページ等に掲載している災害時の母子保健対策に関するマニュアル等について情報提供。
- 9月7日付けで、各都道府県等に対して、被災した妊産婦及び乳幼児への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。
 - ・保健師・助産師等が支援する際に、保温、栄養、感染症防止、休息など健康管理に配慮した相談支援などを継続的に行うこと

(2) 事業者関係

- 9月6日付けで、各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行

う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請。

(3) その他

- 9月6日付で、各都道府県等に対して、被災した要援護者への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。
 - ・被災地域の児童養護施設等に入所する児童等の広域的な受入体制の構築
 - ・当該児童等に係る費用徴収の減免措置等が行える 等
- 9月6日付で、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予 等

11 医療保険関係

(1) 通知等の発出状況

- 9月6日付 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」
(平成30年9月6日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) を送付。
※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 9月6日付 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
※「平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」
(平成30年9月6日付け保険局高齢者医療課事務連絡) を送付。
- 9月6日付 全国健康保険協会、健康保険組合、社会保険診療報酬支払基金、健康保険組合連合会及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨等を周知。
※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」(平成30年9月6日付け保

険局保険課事務連絡）を送付。

- 9月6日付 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。
※「平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」（平成30年9月6日付け保険局医療課事務連絡）を送付。
- 9月6日付 公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に連絡
※「平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（平成30年9月6日付け関係課連名事務連絡）を送付。
- 9月7日付 診療報酬請求の期日延長及び被災により診療録等が滅失した場合等に診療報酬の概算請求ができること等について、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。
※「平成30年北海道胆振東部地震による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」（平成30年9月7日付け保険局医療課事務連絡）を送付。

12 年金関係

9月6日付

日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、各市町村に対しても周知。

※平成16年12月10日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務（通知）」の再周知について、平成30年9月6日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知を送付。

13 労働関係

(1) 労働災害発生状況

現時点で被害報告なし。引き続き情報収集に努める。

(2) 防じんマスク等の保安用品の無償配布

本省及び労働局保有の防じんマスク等を北海道労働局に送付すべく調整中。

(3) 勤労者生活関係

① 勤労者退職金共済機構

- ・9月6日付で、被災した中小企業退職金共済契約者（事業場）の掛金について、納付期限を延長することができること、退職金の支払手続を簡素化すること等の取扱いが可能な旨をホームページにて周知。
- ・9月6日付で、被災した財形持家融資返済中の方に対する返済猶予措置等をホームページにて周知。

② 労働金庫

(被災した顧客等への対応状況)

9月7日付けで、以下の対応を実施。

- ・預金通帳（証書）を紛失した場合の払戻について、預金者本人の確認を条件に便宜的に取り扱う。
- ・預金口座の届出印のない場合には、自署により取り扱う。
- ・定期預金の期限前払戻及びこれを担保とした融資について、事情により取り扱う。
- ・今回の災害による障害のため支払期日が経過した手形の取扱について、相談に応じる。
- ・汚損・破損した紙幣及び貨幣の引換に応じる。
- ・今回の災害による被害に対する特別融資制度「災害救援ローン」の取扱を開始した。
- ・今回の災害による被害の影響により、借入中の住宅ローン等の返済が困難となった方への相談に応じる。

(労働金庫店舗等被害状況 9月7日13時00分現在)

・北海道労働金庫

⇒全店舗営業

⇒以下のATMが稼働

店舗内ATM

本店営業部、道庁支店、札幌西支店、札幌東支店、札幌麻生支店、千歳支店、富良野支店、江別支店、旭川支店、留萌支店、釧路支店、室蘭東支店、函館支店、夕張出張所、北見支店、苫小牧支店、帯広支店、滝川支店、紋別出張所、倶知安支店、遠軽出張所、名寄支店、芦別出張所、赤平出張所、網走支店

店舗外 A T M

札幌医科大学病院2F、札幌市役所B1F、道庁B1F、JR桑園駅イーストプラザ
恵庭市役所1F、スーパークリスパルプタウン、まちきた大通りビル
(北見パラボ)、小樽市役所1F、イオン小樽店、苫小牧市役所1F、十勝
合同庁舎1F、帯広市役所1F、稚内市役所

(4) 北海道労働局の対応状況について

- ・9月8日（土）・9日（日）に電話（北海道労働局総務部総務課）で労働相談を受付け。

14 雇用関係

(1) 雇用保険

- ・9月6日付 北海道労働局宛に事務連絡を発出し次の事項を指示。（事務連絡「胆振地方中東部を震源とする地震による災害に係る被害に対する失業等給付関係対策の実施について」）

- ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等
 - ② 被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと
- ・9月6日付 「胆振地方中東部を震源とする地震に伴う雇用保険の特例措置に関するQ&A」を厚労省HPに掲載するとともに、関係労働局宛にその旨を情報提供。

(2) 雇用保険及び雇用調整助成金

- ・9月6日付 関係労働局宛に事務連絡を発出し、雇用保険の特別措置及び雇用調整助成金について、事業主及び労働者に対して周知を徹底するように指示。（事務連絡「雇用保険の特別措置及び雇用調整助成金の周知徹底について」）

15 職業能力開発施設関係

(1) 職業能力開発施設の被害状況

現時点では被害報告無し。訓練は休校等で対応。引き続き情報収集に努める。

16 災害ボランティア関係

- 厚真町社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置（9/7）。ただし、厚真町の電気、水道等のライフライン機能の回復等がなされるまではボランティアの受付は行わず。
- その他の地域においても、ニーズ把握のための情報収集を行い、災害ボランティアセンターの設置を検討。

17 消費生活協同組合関係

- 9月6日付で、共済事業を行う消費生活協同組合に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。

18 独立行政法人福祉医療機構関係

- ・9月7日付で相談窓口を設置し、社会福祉施設及び医療施設等の災害復旧資金の融資、返済猶予についての相談を開始。

19 労働局、厚生局の被害状況等

I 厚生局

- ・9／6 03:16 「北海道厚生局災害対策本部」設置
- ・北海道厚生局職員全員の安全を確認。

II 労働局

1 災害対策本部の設置等

- ・9月7日（金）北海道労働局が災害対策本部を設置

2 その他

- ・北海道労働局職員全員の安全を確認。

以上